

國學院大學學術情報リポジトリ

「責任を負うこと」と「責任を感じること」：
レヴィナスの責任論の意義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小手川, 正二郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000816

「責任を負うこと」と「責任を感じること」

——レヴィナスの責任論の意義——

小手川 正二郎

キーワード

哲学 倫理学 責任 現象学 レヴィナス

はじめに*

責任をめぐる議論は、やむことをしらない。新国立競技場建設をめぐる失態の責任、原発事故の責任、国際社会の一員としての日本の責任といった言葉が紙上を賑わせている。にもかかわらず、「責任」という言葉で問題となっている事柄がそこまで明確でないことは珍しくない。哲学の分野でも「責任」という言葉が曖昧な意味で用いられることは少なくないが、本論はそうした曖昧さを克服するような責任の一般的概念を抽出することを目的とするものではない⁽¹⁾。ここでは、われわれが責任を体験している日常的な場面でよく見られる幾つかの表現、主として「責任を取る」、「責任を負う」、「責任を感じる」という三つの表現に着目して、責任を現象学的に考察する一つの手がかりとしたい。これら三つの表現は、日常的にはほとんど同義で用いられることも少なくない。しかし、それらの間には微妙な相違が、しかも責任という現象を考える際に極めて興味深い相違が見て取れる。例えば、不祥事を起こした会社の社長や大臣の辞任会見等でしばしば「責任を取る」、「責任を負う」という表現が用いられるが、そうした表現を用いている本人が「責任を感じている」ようには見えない場面は散見される。われわれはどこかで「責任を取る」ことや「責任を負う」ことと、「責任を感じる」ことは必ずしも一致しないこと（そして一致しなくてもよいこと）を理解している。その一方で、「責任を感じる」ことなく「責任を

負う」ことに何らかの違和感を覚えもする。この場合、「責任を感じる」ことは、真の意味で「責任を負う」ことに必要だと考えられているようにも思われる。本論が、「責任を負うこと」と「責任を感じること」の相違と関係に着目するのは、こうした問題関心に由来する。

こうした問題に取り組むにあたって一つの手がかりを与えてくれるのが、フランスの哲学者レヴィナス (Emmanuel Levinas, 1906-1995) の思想である。というのも、レヴィナスこそ「他人に対する責任」を核とした思想を展開したと言われているからだ。ところが、レヴィナスの論じる「責任」をいかなる水準で考えるべきかについては、いまだ定まった解釈が出されていない。一見すると、彼がいう「責任」は、日常生活で語られている「責任」と異質なものに見える。例えば、晩年の対談でレヴィナスは、次のように述べている。

積極的に言えば、他人が私を見つめるやいなや、私にはそれに責任があるということになります。その他人に対する様々な責任を取る (prendre de responsabilités) のでなければならないということではないにしても、他人の責任が私に課される (m'incomber) のです。それはまさに、私がすることの彼方へと向かう責任です。普通、人は自分自身でしたことに責任があるといわれますが、私は『存在するとは別の仕方』のなかで、責任とは最初から一つの「他人のため」(pour autrui) をなすと言っています⁽²⁾。

「他人に見つめられるやいなや、私には〔当の他人に〕責任があることになる」というレヴィナスの主張は、奇妙かつ極端なものに映る。これは、利他主義的な精神から発せられた「どんな人にも責任を負うべき」といった過剰な要求なのだろうか。それとも、ユダヤ人であるレヴィナスが自身の慣れ親しんだユダヤ教の教義を哲学的に言い直した独断的な主張に過ぎないのだろうか。一体、自分が過失をおかしていない、さらには何もしていないにもかかわらず、「責任を感じる」などということは可能なのか、可能だとしたらそれはどのような事態を意味するのか。そして、引用箇所で行われている「責任とは最初から一つの「他人のため」をなす」とはいかなることを意味するのか。以上が、本論で検討してみたい問いである。これらの問いに答えるために、本論は、まず日常的な法的実践や責任要求の場面で支配的な二つの「責任」概念、すなわち「負担」としての責任概念(第1節)と「正当化要求」としての責任要求という考え(第2節)に言及する。そうして、これら二つの責任概念の前提となっている考えを問い直そうとするレヴィナスの責任論の意義を論じ(第3節)、「無起源的な責任」という一見すると奇妙な彼の責任概念が、いか

なる哲学的・倫理的射程を有するのかを検討する（結び）。

1. 「負担」としての責任——ハートによる責任の区別

まず注意しなければならないのは、「責任」という語が様々な意味で用いられているということだ。法哲学者の H・L・A・ハートは、古典的な著作『罰と責任』（1968年）において、船の転覆事故に「責任がある」（responsible）と言われる船長を例に挙げて、「責任」という語の四種類の意味を区別している⁽³⁾。

- (1) **役割責任**（role-responsibility）：社会組織における特定の地位・役職（船長）に結びついている義務を果たす責任

「船長は、航海を指揮し、乗員乗客の安全確保をする**責任**を負う」

- (2) **因果責任**（causal-responsibility）：結果（船の転覆）を引き起こした原因（船長の飲酒・怠慢、異常な嵐）としての責任

「船の転覆の**責任**は船長の飲酒と怠慢にあったが、船長は船の転覆の**責任**は異常な嵐にあったと主張した」

- (3) **負担責任**（liability-responsibility）：自分がなしたこと・なさなかったことによって、刑罰や賠償義務や非難を負う責任

[1] 法的責任：刑罰を科されること（刑事）・損害賠償をすること（民事）

[2] 道徳的責任：道徳的な非難を受けること

「刑事訴訟において、船長は自らの過失行為に対して**刑事責任がある**とされた。それとは別に、民事訴訟において、生命と財産の損失に対して**法的責任**を負わされた。彼は今でも生きており、たくさんの乗客の死に対して**道徳的に責任がある**」

- (4) **能力責任**（capacity-responsibility）：法や道徳がどのような行為を要求するかを理解し、その要求に沿って決定し、その決定に従って行為する正常な判断能力

「多量の飲酒にもかかわらず、航海中、船長には**責任能力**があったと医者は診断した」

ハートは、「責任」の第一義的な意味が、(3) 負担責任にあり、他の意味はそこから派生したものであるとみなす⁽⁴⁾。というのも、彼によれば、「責任がある」（responsible）の語源であるギリシャ語 ἀποκρινέσθαι やラテン語 respondere といった動詞は、「質問に答える」ことではなく、「告発に反駁する（rebut）」という意味で「答える」点にあり、自分がなしたことやなさなかったことに対する告発に反駁できない人が刑罰や道徳的な非難に責任があるとみなされたからだ。損害を引き起こしたこと（因果責任）や、法や道徳の

要求に応える正常な判断能力(いわゆる「責任能力」)をもっていること(能力責任)は、負担責任が課せられる際の基準となり、その構成要素をなす。つまり行為や不作為によって何らかの損害を引き起こし、正常な責任能力をもっているとみなされる者が、負担責任を負うという意味で「責任」があるとみなされるのだ。一見すると負担責任とは無関係に見える役割責任もまた、負担責任から考えられうる。というのもしかじかの役職に就く者が「役割責任」を負うのは、その人が自分の役職に課せられた義務を履行しなかった場合に「負担責任」を負う(罰を科せられたり、道徳的非難を負ったりする)という理由においてであるからだ。

こうした見方の核心にあるのは、過失によって引き起こされた「欠如」(法や道徳の侵犯)やこうした欠如を埋め合わせる(刑に服する、損害を賠償する)責務から責任を理解するという方向性である。法学的な責任概念およびわれわれの法的実践を特徴づけるこうした見方に立つなら、ある出来事(船の転覆)についてある人(船長)の責任を問うことは、この出来事がこの人の行為(飲酒)ないし義務の不履行(安全管理や乗客の安全優先を怠ったこと)に帰せられるか否かを問い、この人がどの程度、そしていかにして自らの過失を埋め合わせるべきか(どの程度重い罰を与えるべきか、どのくらいの賠償をする義務があるか)を問うことを意味する。責任とは、自らの過失によってある人に課せられる責務、要するに自らの過失に見合った罰を受ける義務に帰着することになる。

2. 正当化要求としての問責——スキャンロンの責任論

こうした見方に対して、アメリカの哲学者 T・スキャンロンは、責任についての別の見方、責任とはある人の態度ないし行為の責任を問う者と、自らの態度ないし行為を正当化することでこのような問責に応答しようとする者の関係に存するという見方を提案している⁽⁵⁾。その際に、彼が注目するのは、以下の二つの側面である。

(a) 帰属可能性 (attributability)

一般に、人は反射運動や生理現象にではなく、自分が意図した行為(意図的行為)に責任を負うとされる。例えば、私の発表を聞いて、退屈なあまり「あくびが漏れてしまうこと」は(生理現象であるがゆえに)責任を問われるようなことではないが、私の面前で「あからさまにあくびをして見せること」は(私の発表に対する「つまらない」・「早く終わってほしい」といったその人の態度の意図的表明とみなされる限りで)責任を問われることとみなされる。ところで、人は必ずしも自分が意図した行為だけにではなく、意図しなかつ

た行為（非意図的行為）や、ある特定の状況で何もしないこと（不作為）に関しても責任を問われうる（前方不注意から人を轢いてしまったり（非意図的行為）、人を轢いた後でしかるべき処置や通報をせずに放心したままだったり（不作為）すると法的責任や道徳的責任を問われる）。スキャンロンによれば、こうした態度や行為さらには不作為に関してある人が責任を負わされるのは、それらが当人に「帰属可能」な場合である、つまりこの行為や態度が当人の「評価的判断」(evaluative judgment) を表わしている限りにおいてである。評価的判断とは、特定の価値に対する同意ないし不同意を表す判断である。例えば特定の人種や民族に対して侮蔑的な態度や言動を示す人は、それによって「当該人種や民族は劣ったもの、侮蔑すべきものである」という自らの価値判断を表している限りでその判断の責任を問われ、この判断が人種や民族間の平等という価値に不同意を示している限りで道徳的非難に値するとみなされる。

(b) 説明可能性 (accountability)

ある人の行為や不作為に関してその人の責任を問うということは、その行為や不作為に含まれる当人の評価的判断の不正を非難し、その人にそのような判断を下している理由を説明するよう求めることである。この限りで、責任を問うことは責任を問われる者がもつ自らを「正当化」する能力、つまり自らの行為や不作為の理由、およびそれらに含まれている自らの評価的判断の理由を説明する能力に訴えているのだ。こうした見方は、他人から自らを正当化するよう求められたことに対して「応答する可能性」から出発して責任を理解し直すことを可能にしてくれる。そうした見方によれば、誰かの責任を問うこととは、たんにある人に過失や刑罰を割り当てることに存するのではなく、ある人 A が他人 B の行為や態度に反応し、B に正当化を求める一方で、B がこの行為や態度に至った理由を説明することで A に応答するという人格間の (P・ストローソンの表現を用いれば) 「反応的」(reactive) な関係に基づいていることになる⁽⁶⁾。

こうしたモデルは、日常生活における責任の見方に通じるものがある。実際、様々な状況で、他人に罰を課すことを目的としない責任要求や正当化要求が見られる。例えば、もし私が妻の誕生日を忘れてしまい、このことが彼女を傷つけたとすると、私は妻の正当化要求に応えなければならない⁽⁷⁾。つまり、私のこの失念が含意している（と彼女には思われる）私の評価的判断——例えば「妻の誕生日は私には重要でない、さらには妻自体が私には重要でない」といった評価的判断——が、私の本当の判断ではないことを示すよう要求されるのだ。

3. レヴィナスの責任概念

一見すると、こうした責任の捉え方は、レヴィナスの見方に極めて近いように見える。というのも、まさにレヴィナスこそ「責任」(responsabilité)を、他人の呼びかけに対する応答(réponse)から考えようとした哲学者であり、第一の主著『全体性と無限』(1961年)では他人に対する自己の「弁明」(apologie)ないし「正当化」(justification)として、第二の主著『存在するとは別の仕方』(1974年)では他人への「負債」(dette)として責任を特徴づけているからだ。

ところが、こうした表面的な類似性とは裏腹に、レヴィナスはまさに「負債」と「正当化」の捉え方において、ハートやスキャンロンとは決定的に異なる立場に立っている。レヴィナスが試みているのは、ハートのように返済可能な負担としての責任を中心に据える見方を拒否し、スキャンロンのように自分の評価的判断を正当化する責務として責任を捉えることの一面性を明らかにし、彼らとは別の出発点を模索することだ。以下では、順次(1)負債、(2)正当化という論点に沿ってこのことを見ていく。

(1) 返済しえない負債としての責任——責任主体の代替不可能性

スキャンロンは、ハートの法的な責任概念に対して上述したように距離をとっていたにもかかわらず、ある人の責任は当人が引き起こした欠如を埋め合わせることに存するという根本的な考えを彼と共有している。なぜなら、問責と答責の関係においても、「欠如を埋め合わせること」、つまり特定の行為や態度によって損なわれた関係を修復することを目的とした正当化が問題となっているからだ。例えば、妻の誕生日を忘れたという例においては、私は彼女の失われた信頼を取り戻そうとし、誕生日を忘れたことによって凍りついた二人の関係を元通りにしようとしなくてはならない。言い換えれば、私は私の行為や態度が何らかの「欠如」を引き起こし、その欠如が負担責任として私に課される限りで、この行為や態度を正当化しなくてはならない。そして、私がこの欠如に見合ったもの、この欠如と釣り合うものを生み出すとき(例えば、賠償金を支払ったり、私の妻の信頼を再び勝ち取るような行為をしたりしたとき)、この負担(負債)を支払う・返済することができる。

過去の行為に由来するのではなく、未来の行為を指示する役割責任もまた、この釣り合いの構造から逃れるものではない。なぜなら、ハートが指摘していたように、役割責任もまた、自分の役職に割り当てられた義務を果たさない場合われわれに課されることになる負担責任に起因し、役割責任において問題となっているのは、役職に割り当てられたこと

をし損なわないようにすること、要するに自らの行為を役職に見合ったものにする（「釣り合わせる」）ことだからだ。

まさにこのような考えこそ、レヴィナスが問い直そうとするものだ。確かに、レヴィナスも責任を「負担・負債」(dette) という語を用いて特徴づけているが、それは支払うことのできる負担・負債という考えを拒絶し、欠如を埋め合わせる義務と責任を混同しないようにするためである。実際、彼が強調しているのは「どんな借り入れにも先立つ「負債」(endettement)、引き受けられることがない無起源的な「負債」(AE 175)である。責任が「負債」として特徴づけられるのは、それがわれわれの行為や態度によって引き起こされた欠如に由来するからではなく、責任が「無起源的な」仕方、つまりいかなる起源ないし理由に基づくことなく私に課されるからだ。

『存在するとは別の仕方』で前面に押し出された「責任の無起源性」とは、私が他人に何もしていないにもかかわらず、またいかなる役割責任も負っていないにもかかわらず、他人に責任を感じてしまうという事態を説明するために導入された概念である⁽⁸⁾。確かに、私の役職や他人の困難な状況が他人に対する責任（役割責任や負担責任）を私に課してくる場合、私は他人に対する社会的関係や、私がしたこと（しなかったこと）と他人の状況の関係を、私が他人に対して責任を負う理由とみなすことができる。しかしもし、責任が第三者（観察者）の視点から観察可能なこうした諸要素にのみ帰せられ、責任が自分の引き起こした欠如ないし引き起こしかねない欠如を埋め合わせることに帰着すると考えるなら、私が担っている役割や私の意図的行為や不作為に由来しない責任（「無起源的な責任」）、例えば他人の窮状にたまたま私が居合わせてしまった際に感じられるような責任が考えられなくなるばかりか、あらゆる責任に本質的な側面、すなわち責任の「主体的な」（代替不可能な）側面を見落としてしまうことになる。

責任の主体的な側面を考える際に肝要となるのが、「責任を感じる」と「責任を負う」との差異である。われわれは、「責任を感じる」ことなく（事故や自分の役職の）「責任を負う」ことができる（例えば、責任を感じることなく賠償金を支払うことがある）。その一方で、自分が引き起こした欠如を埋め合わせることしかしない人（例えば、私の鞆を壊しておきながら、その代償として同じ鞆を購入し悪びれることなく差し出してくる友人）を見ると、そういう人には責任の感覚が欠けているという印象を覚える。このことは、B・ウィリアムズの有名な論文「道徳上の運」において提起された例によって見事に表現されている。その例とは、いかなる過失もなく、したがっていかなる負担責任を負ういわれもなく、小さな子どもを轢いてしまった運転手の例である⁽⁹⁾。

このトラック運転手に対して人々は、疑いなく、そして正しくも、彼を慰めようとして、彼の心の状態を、後悔を抱いている状態から傍観者的な心境に近い状態まで移行させようと試みるだろう。しかし重要なことは、我々はそうした慰めを試みることを必要と見なす一方で、その運転手があまりに淡々とたやすく傍観者的な立場に移るようであれば、彼に対して何らかの不信を感じるだろう、ということである。我々はその運転手を気の毒に思うが、その感情は、「この出来事に対する彼の反応には何か特別なところがある。それは、単に「自分の過失ではない」と考えることによっては取り除くことができないようなものだ」ということと共存しており、実際のところ、このことを前提にしているのである⁽¹⁰⁾。

この運転手の感情には⁽¹¹⁾、傍観者の視点には縮減しえないものがある。傍観者の視点から見ると、「運転手にはいかなる過失もない、それゆえ彼は自分を責める必要がない」ということになる。これに対して、運転手の視点から見ると、この「それゆえ」は、まったく確かではない。運転手にとって、「自分に過失はない、それゆえ責任を感じる必要がない」と言って自分の心の状態を修正する（「傍観者的な心境に移行させる」）ことは、あたかも自分がこの事故にまったく関わっていないかのようにして、他ならぬ自分が子供の死に係わってしまったという事実から目を背けること、そのようにして他ならぬ自分が子供の死に係わってしまったという自己の代替不可能な立場を捨て去ることに等しい。運転手と傍観者の視点の隔たりを通じて示されるこの本質的に主体的な性格は、責任の帰属可能性を考える際に避けては通れない。このことと同時にウィリアムズが示そうとしているのは、たんに当事者のみが知りうる感情があるということではなく、当事者が他人に転嫁しえない代替不可能な責任を感じてしまうということが傍観者の視点からも理解されうるということだ。運転手を慰める周りの人（傍観者）も、運転手の感情を完全に共有することはできないにしても、運転手とこの事故の間に「何か特別な」関係（傍観者の視点に縮減しえない要素）があることを見て取っている。だからこそ傍観者は、運転手がすぐさま自分たちと同じ視点に立つなら運転手に「何らかの不信」の念を抱くだろうし、運転手に対して傍観者の視点に立つことも、逆に彼自身を責めることも強制はできないのだ。

責任のこうした本質的に主体的な側面を、レヴィナスは他人との出会いによって責任主体として「選ばれる」私の「唯一性」という形で問題化している。「ここで〔責任が問題となる場面で〕唯一性が意味しているのは、回避することも代わってもらうこともできないという不可能性である〔…〕。〔つまりそれは〕選ぶ方ではなく、選ばれる者、求められる者の唯一性であり、この〔選ばれ、求められるという〕受動性は、自発性に転じること

がない」(AE 95)。私の役割や私の行為(ないし不作為)に由来しないような「責任を感じる」という場面においては、私が自ら選択したわけではない状況や他人との関係が、私の選択に先立って一方的に私を「選ぶ」、つまり私はこの一方的な選考を回避したり他の人に代わってもらうことができないという不可能性のもとで、眼の前の他人に応答すべき「他ならぬこの私」として主体化されるのだ。

(2) 正当化の意味——「他人によって」がすでに「他人のために」であるような責任

しかし、もし責任が私の社会的立場や私の行為や不作為に由来しないのだとしたら、いかにして責任は私に課されるのか。レヴィナスは、責任を感じるものが利他的な性格や徳に由来するという主張を認めない⁽¹²⁾。なぜなら、そう考えてしまうと個々の他人の現前は、私の能力や性格が発現するきっかけにすぎないことになり、「誰」が私に責任を課しているかは重要ではないことになるからだ。冒頭の引用部で見た「他人に見つめられるやいなや、私には責任があることになる」というレヴィナスの主張の前提にあるのは、次のような仮定である。もし厳密な意味で「他人のため」ということが可能であるなら、つまり「他人のため」が私の利害関心や自己中心主義から派生するのでないとしたら、それは他人の現前を自分の利害関心に沿って能動的に「引き受ける」ことなく被ること、「端的な甘受」から出発するものでなければならない。

他人によ^って〔働きかけを〕被ることが端的な甘受 (patience) であるのは、この「他人によ^って」(par autrui) がすでに「他人のために」(pour autrui) である場合のみである。この「他人によ^って」から「他人のために」への移行 (transfert)、利害関心に基づく移行とは異なる移行であり、「存在することとは別の仕方」である移行が主体性そのものをなす。(AE 175-176)

ここで言われている「他人によ^って」働きかけを被ることから「他人のために」への——論理的とはいえない「移行」とは、いかなることを言わんとしているのだろうか。レヴィナスのいう「無起源的な責任」を、「どんな人に対しても責任を負わねばならない」といった過剰な要求や、説明不可能な独断的な直観として解釈することなく、具体的な状況で何らかの意味をもつ事柄として理解できるのだろうか。

レヴィナスの読者たちが強調してきたのは異なり、「無起源」という概念は、責任を私に課す他人の表象不可能性といった否定的な特徴を表現するものではない。それはむしろ他人に対する責任が私に課されるという事態に固有な時間性、原因(意図的行為や不作

為)が結果(責任)を引き起こすという因果的な時間性には縮減しえない時間性を表している。

ところで、他人に対する責任は、自由な関与からは生じえない、つまり現在からは生じえない。他人に対する責任は、現にある現在や表象された現在といったもの一切を越えるものである。このようにして責任は、始まりなき時間のうちにある。責任が始まりを欠いているということ(an-archie)は、現在から先立つ現在へのたんなる遡及として、記憶可能な一つの時間に沿って数々の現在を解することとしても理解されえない[…。この「始まりを欠いていること」、つまり表象のうちに集められることを拒むということは、私に関わる固有な様態、「経過」(laps)という様態を有する。けれども時間の時間化の内で回収されえない時間の経過は、記憶不可能なものという否定性をたんに有しているわけではない。(AE 87)

「経過」(laps)ないし「過ぎ去り」(passage)と呼ばれるこの時間性は、私が他人に責任を負うべき理由(過ぎ去ってしまった起源)を過去に遡って求め(「現在から先立つ現在へのたんなる遡及」)、この理由(原因)と今自分が位置する現在(結果)とを同一の因果系列のなかで捉える(「記憶可能な一つの時間に沿って数々の現在を解する」)ことを可能にするような連続的な時間性ではない。「経過」は、私が(他人を置き去りにしたら自分が罰せられる・自分が道徳的非難を受けるといった)自分の利害関心に沿って責任を「引き受ける」に先立って、他人に対する責任を私を感じ、他人に係わっていくことのうちでのみ自分が他人に責任を負う理由を示していけるような時間性を表している。

他人に対して何らかの責任(負担責任や役割責任)を負うとき、自分が責任を負うべき理由(例えば、私が他人に加えてしまった危害、私が他人に対して負う役割)をはじめに何らか認識しなければならない。これに対して私が他人に責任を感じる時、私が他人に何をしたか(しなかったか)、私がいかなる者であり他人がいかなる者であるかとは関係なく、責任を感じるとレヴィナスは考える。そしてこの場合、他人のいかなる側面が私に責任を課すことになったのかは、ただ事後的にのみ知ることができる。重要なのは、このような「事後性」が決して「私」の認識能力の不足に由来するものでも、他人の謎めいた性格(他人の内面性の私秘性)に由来するものでもなく、「他人に責任を感じる」という事態にとって本質的な構成要素をなすということだ。私が自分の応答の理由に気づくことができるのは事後的にのみであり、応答と理由の間には「隔たり」が残り続ける、つまり理由となっている欠如や負債を解消すれば完全な応答が達成されるといったことがない。

私が責任を負うべき理由（「他人によって」与えられた理由）が私の他人への応答（「他人のため」）のなかでのみ実現しうるこのような事態こそ、レヴィナスが「「他人によって」がすでに「他人のために」である」ような責任として記述しようとしたものに他ならない。

このような議論を通じてレヴィナスが意図しているのは、他人に責任を負うべき理由を捉えた後で、他人に何かをする（しない）という係わり方（「責任を負うこと」と、他人に対して何らかの態度をとっていくなかでのみ、他人に係わるべきであった理由が示されるという係わり方——例えば、自分が出会ったホームレスの話に耳を傾けるなかでその人に対する責任を負う理由を見出していたり、逆にホームレスをぞんざいに扱ったり無視したりした後でその人のことを思い出せば思い出すほど後ろめたさを覚えたりするという係わり方（「責任を感じること」）——を区別することなのだ⁽¹³⁾。

こうした見方は、スキャンロンとは異なる仕方で行為や態度の正当化を考えるよう促しているように思われる。スキャンロンにとって私が責任を負い正当化すべきものは、他人の反応的態度を引き起こした私の行為や態度（より正確には、それらに含まれていた評価的判断）である。しかし、私の行為や態度がもつ意味は、私に正当化を求める他人との関係を通じて変化していく可能性はないだろうか。さらには正当化の意味も他人の反応によって変化していく可能性はないだろうか。例えば、私が他人への態度を通じて何らかの評価的判断を表明し、他人の否定的な反応に遭遇した際、私がその他人を知れば知るほど、当初は理に適ったものと私に思われていた自分の評価的判断が、実際には一面的なものにすぎないことに気づくことがあろう。この場合、私に求められる正当化は、私の態度をたんに擁護・弁明したり、否定し・取り消したりすることではなく、この評価的判断を生み出した自らの考え方や生き方を問い直し、他人に対する私の態度を改めていくことになるはずだ。

結び

上述したような責任の時間性にこそ、何らかの行為（埋め合わせ）によって清算可能な負担責任とは対照的に、「返済不可能な負債」(dette impayable) ないし「[~すべきという] 当為 (Sollen) の彼方にある負債の増大」(AE 89) といった表現でレヴィナスが責任を特徴づける根拠がある。こうした特徴づけは、レヴィナスの独断的な直観（ないしユダヤ的着想）の表れでは断じてない。それはむしろ、日常的に体験される「責任を感じる」という事態をよりよく表現しようとしたものであり、ただ一つの種類の時間性（因果的時間性）に縮減されえないわれわれの経験の豊かさを救い出そうとした結果なのだ。このようにし

てレヴィナスは、自らの行為や態度に由来する(返済可能な)負担として捉えられてきた責任概念を、「無起源的な責任」という観点から相対化し、伝統的な責任観からはこぼれ落ちてしまっていた次元に光をあてている。

実際、負担責任を中心とした見方では、自分が係わってこなかった他人や、係わる必要のない他人(例えば、高所得者に対する貧困層、健常者に対する障害者、性的マジョリティに対する性的マイノリティ)に対する責任は看過されやすい。政治的にも社会的にも弱い立場に置かれている人々に対する責任が問われるとき、優位にある多数派はしばしば、自分がそうした人々に直接的な危害を加えていないことや社会的な繋がりがほとんどないことを理由に「それは私とは関係のないことだ、私のすべきことではない」(it's not my job)と言い、責任を負うことを拒否したり、そうした人々をせいぜい慈悲(charity)の対象としかみなさなかつたりする。政治哲学やケアの倫理の領域で、こうした責任観の限界や問題点がつとに指摘されている現代⁽¹⁴⁾、哲学的に厳密に考えられた「無起源的な責任」を中心に据えるレヴィナスの議論は、従来の倫理学や政治哲学の出発点を問い直す基盤的な理論となる可能性を孕んでいる⁽¹⁵⁾。

注

* レヴィナスからの引用には以下の略号を用い、引用に際しては拙訳を提示した。

Emmanuel Levinas AE: *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Den Haag: Martinus Nijhoff, 1974, Livre de poche. (『存在の彼方へ』、合田正人訳、講談社、1999年)

- (1) 責任という言葉に正面から取り組んでいる著作としては、大庭健『「責任」ってなに?』(講談社、2005年)や瀧川裕英『責任の意味と制度——負担から応答へ』(勁草書房、2003年)がある。とりわけ後者の著作は、ハートとスキャンロンの責任論を「負担責任論」と「応答責任論」という対比のもとで比較したうえで、レヴィナスを応答責任論の文脈に位置づけており、多大な示唆を得た(とりわけ同書152—153頁でなされているレヴィナスの用語法への批判的言及は、レヴィナスの思想を具体的な文脈で考察する際に向き合わねばならない一連の問いをなしている)。本論は、スキャンロンとレヴィナスの相違を強調する点で同書とは異なる立場に立つが、両者の類似点と相違点は、「理由」や「正当化」といった概念の更なる吟味を経て、より綿密に検討されねばならない。
- (2) Emmanuel Levinas, *Éthique et infini*, Paris: Fayard, 1982, Livre de poche, p. 92. 『倫理と無限——フィリップ・ネモとの対話』、西山雄二訳、筑摩書房、2010年、第8章。
- (3) Herbert L. A. Hart, Postscript: Responsibility and Retribution, in: *Punishment and Responsibility*, Oxford University Press, 1968, pp. 211 sq. 詳細については、瀧川裕英、前掲書、16頁を参照。

- (4) H. L. A. Hart, *ibid.*, p. 265.
- (5) Thomas Scanlon, *What We Owe to Each Other*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1998, chap. 6. Cf. David Shoemaker, *Attributability, Answerability, and Accountability*, in: *Ethics* vol. 121, 2011.
- (6) Peter E. Strawson, *Freedom and Resentment*, in: *Proceedings of the British Academy* vol. 48, 1962. (「自由と怒り」、法野谷俊哉訳、門脇俊介・野矢茂樹編『自由と行為の哲学』、春秋社、2010年所収)
- (7) Cf. Angela Smith, *Responsibility for Attitudes: Activity and Passivity in Mental Life*, in: *Ethics* vol. 115, 2005, p. 236.
- (8) このような責任概念が提起されるに至った経緯については、拙著『甦るレヴィナス——『全体性と無限』読解』、水声社、2015年、第10章参照。
- (9) ウィリアムズの例を誤解の余地なく表現し直した古田徹也のまとめを挙げておく。「ある真面目な男性が、仕事でトラックを走らせているとしよう。彼はずっと、法定速度を守り、脇見をせず、前方をよく注意し、要するに完璧な安全運転をしていたのだが、道路脇の茂みから急に子どもが飛び出してきて、避けきれず子どもと衝突してしまう。トラック運転手はすぐに車を停めて救急車を呼んだが、治療の甲斐なく、その子どもは数時間後に病院で亡くなってしまった。トラックにはドライブレコーダーが搭載されており、事故の様子が記録されていた。それを誰がどう見ても、子どもが飛び出すことをトラック運転手が予測することは不可能だったし、衝突を回避することも不可能だった。それゆえ、彼は誰にも非難されず、罪にも問われなかった。しかし、彼はひどく落ち込み、「私はなんてことをしてしまったんだ」とか、「子どもを轢いて死なせてしまった」などと思う。責任を感じた彼は、子どもの葬儀に出席し、遺族に謝罪した」(古田徹也『それは私がしたことなのか 行為の哲学入門』、新曜社、2013年、179-180頁)。
- (10) Bernard Williams, *Moral Luck*, in: *Moral Luck*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, p. 28. (古田徹也の前掲書の訳文を使用させて頂いた)
- (11) こうした感情が、対象への志向的係わりを有する「情動」(emotion)なのか、自分の身体状態に関する「感じ」(feeling)なのかといった問題は、感情をめぐる膨大な哲学的議論を踏まえねばならないため、ここでは立ち入ることはできない。「情動」と「感じ」の区別と、その区別の問い直しについては、Peter Goldie, *Emotion, Feeling, and knowledge of the World*, in: Robert Solomon (ed.), *Thinking about Feeling : Contemporary Philosophers on Emotions*, Oxford; New York: Oxford University Press, 2003.
- (12) 「他者たちへの責任は断じて、利他主義的な意志、「生まれながらの優しさ」といった本能、愛を意味しえない」(AE 177)。
- (13) ホームレスの人々や本稿「結び」で言及される社会的弱者に対する責任は、そうした人々の立場を

弱いものにしてしまっている社会的システムのなかで自分が特定の役割を担ってしまっていることに気づくこと（そしてそのようなシステムを他の人と協働して変革していく責任を担うこと）と切り離されず、その限りで役割責任と近い形で論じられうる。しかし、レヴィナスの議論において重要な論点は、そうした構造的不正義に対する責任は、弱い立場に置かれた特定の人との出会いを通じて要請され、絶えず問い直されるべき——例えば、「ホームレス」というカテゴリーに対する一方的な対処に終わらない配慮がなされるべき——という点にあらう。こうした点は、例えばヤングが論じる対面の直接性における要求と正義（構造的不正義）に関わる要求との緊張——レヴィナスのいう「倫理」と「正義」の緊張——の緩和という観点から、より具体的かつ綿密に論じられなくてはならない。Cf. Iris Marion Young, *Responsibility for Justice*, Oxford: Oxford University Press, 2011, p. 165. (『正義への責任』、岡野八代・池田直子訳、岩波書店、2014年、251頁)。この点については、小手川正二郎『甦るレヴィナス』、前掲、第8章も参照。

- (14) Cf. Robert E. Goodin, *Utilitarianism as a Public Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995, chap. 2. グディンの議論や現代のケア倫理における責任に関しては、佐藤静「ケアする責務と応答責任——プラグマティックな当為の位置づけをめぐる」、『倫理学年報』第64集、日本倫理学会、2015年参照。
- (15) 本稿は、2015年4月22日、パリのNew York University Parisでの国際シンポジウム「L'adresse & l'argument : Levinas et la philosophie analytique」における口頭発表を翻訳・改稿し、2015年7月25日に國學院大學哲学会（於國學院大學）で発表された講演原稿をもとにしたものである。両発表前後に貴重なご意見・ご質問を寄せて下さった方々、とりわけJean-Michel Salanskis先生、Corinne Enaudeau先生、Martin Gak先生、千田義光先生、西村清和先生、金杉武司先生に深謝します。また本研究は、科学研究費・若手研究(B)（課題番号26770013、研究課題「フランス現象学の新局面とその展開可能性」）の研究成果の一部である。